

●香川県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成19年12月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成19年10月31日	香川井下病院訪問看護ステーション 観音寺市大野原町花稻1473番地1	医療法人社団豊南会 観音寺市大野原町花稻1473番地1	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護